

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準に関するフォローアップ会議

第3回 議事要旨

■日 時：2022（令和4）年10月21日（金）10:00～12:00

■場 所：WEB会議形式

■議 事：

1. 開会

2. 挨拶 国土交通省

➢ 國土交通省住宅局 今村参事官挨拶

国土交通省の今村です。昨年度に引き続き、本フォローアップ会議にお集まり頂きまして、誠にありがとうございます。この会議は、全国の設計者向けのガイドラインとして活用頂いている建築設計標準を切り口として、今後のバリアフリー化の促進に向け、関係の方々が一堂に会して情報共有、意見交換をするための場として、昨年度、スタートさせて頂いたものです。昨年度の会議におきましても、高橋先生はじめ、学識経験者の方々、各団体の皆様、地方公共団体や関係省庁の皆様に活発なご議論を頂きました。バリアフリーのレベルをもう一段引き上げていくためには、個々の建築物の計画段階から、当事者、利用者の方々の意見をしっかりと取り入れて設計に反映していくことが重要というご意見を頂きました。今後の建築設計標準の点検に当たり、重要な視点だと感じております。

本日も、多くの団体の方々にご出席頂いており、また、ウェブ会議形式の利点として全国のバリアフリーに携わる方々も数多く傍聴して頂いています。議題にあるとおり、本日は、先導的な事例や各団体の取組を共有しますので、それぞれのお立場からご意見を頂くとともに、よい取組につきましては、各団体にもお持ち帰り頂いて、是非全国に広めて頂きたいと思っています。

最後に、建築設計標準をよりよいものとするため、今後とも必要なところは隨時見直しを行って全国に普及していく、ひいては建築分野のバリアフリー化を着実に前進させていくために、このフォローアップ会議の委員の皆様方におかれましては、本日も活発にご議論頂きますよう、是非ともよろしくお願いいたします

3. 委員紹介

資料1 委員名簿の確認にて委員の紹介とする。

4. 座長挨拶

➢ 東洋大学 高橋名誉教授 座長挨拶

皆様、おはようございます。高橋です。簡単にご挨拶をさせて頂きたいと思います。

本日は、10月の後半に入りかなり忙しい時期ではないかと思いますけれども、お集まり頂きまして、誠にありがとうございます。フォローアップ会議も第3回になりました。先ほど今村参事官のご挨拶にありましたように、設計標準をよりよいものにし、バリアフリーのレベルをもう一段上げていくための議論に深められればと思っていました。今日もたくさんの調査報告、事例紹介がありますが、現状の把握だけではなく、さらに具体的な施策に展開をしていくことが総合的な設計標準の改善につながっていくと認識しています。より、見やすさ、分かりやすさ、あるいは使いやすさを検討していくための議論の場として頂けると大変助かります。どうぞよろしく

お願いいいたします。

5. 議事

(1) フォローアップ会議の概要と前回会議での主なご意見

以下の資料について、事務局より説明

- 資料2 フォローアップ会議の概要と前回会議での主なご意見

(2) 各団体における建築物のバリアフリー化に関する取組

以下の資料について、事務局より説明

- 資料3-1 建築設計標準の改定を踏まえた地方公共団体の動向
- 資料3-2 関係団体における周知・普及の取組状況

【東洋大学 高橋座長】

- 説明ありがとうございました。それでは、これから少し意見交換をさせて頂きたいと思います。ご説明頂いた資料について、お気づきの点など、ご発言をお願いします。

【東洋大学 菅原委員】

- 資料3-1の7ページ目、地方公共団体に対する情報提供、相談体制の整備の内容で、地方公共団体向けの相談窓口を国土交通省に設置されていることについて、質問をさせて頂きます。窓口への相談例として「条例制定のメリットについて詳しく教えてほしい」や、「どのようなバリアフリー改修が国からの補助の対象となるのか」が挙がっているが、どういった相談が寄せられているかというのは、今後、取組をどのように展開させていくかを考える上で非常に大事な情報になると思います。実際に何件ぐらいの相談が寄せられているのか、また、特にどういった施設の種類で相談が多いのかといった点を教えて頂ければと思います。

【事務局】

- 地方公共団体向けの相談窓口は、この3月に設置し、地方公共団体向けに通知をさせて頂いたところであり、トータルで言うと数十件の相談を頂いております。
- 相談内容として多いのは、「条例を考えたいのだけども、他府県でどのような条例が進められているのか、情報があれば詳しく教えてほしい」といった内容です。条例制定には自主条例もあれば委任条例もあり、自主条例を委任条例化することでバリアフリー化がより着実に進むという傾向にあるので、我々としてはそういう点をメリットとしてご紹介をさせて頂いております。
- バリアフリー改修の補助についてもご相談頂いております。今年度から既存建築物のバリアフリー改修に対する支援制度を新たに設けていますが、これは地方公共団体と連携して一緒に支援していく仕組みになっているため、地方公共団体からも「支援制度を活用して補助を進めたいがどのような制度にしたら良いのか」など、実務的なご相談も頂いているところです。

【東洋大学 高橋座長】

- 国からの支援は様々なメニューがありますので、その全体を網羅的に地方公共団体の担当者の方々が確認できていない。建築の領域とまちづくりなどの都市計画の領域は担当者がそれぞれ少しづつ違っているので、総合的に利用できるものもあれば、そうでないものもある。
- 資料3-2関係団体における周知・普及の取組状況は、各関係団体にご努力を頂きながら、それぞれの取組に関するデータが整理されています。団体独自の研修会や勉強会、情報の周知などの効果的

な取組をどうするかということが、それぞれの事業者団体から出てきています。できれば、事業者団体と当事者団体の方々の意見交換や対話の場、あるいは異業種も含めて、それぞれ経験を持ち寄る機会もこれから必要になるのではないかと思います。それらも含めてご意見、ご感想をお願いしたいと思います。

- ご意見が出ないようなので、突然の指名で恐縮ですけれども、全国銀行協会より取組状況についてご説明等を頂ければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

【全国銀行協会 諏訪委員】

- 私ども全銀協の取組につきまして、先ほど資料3-1の2ページ目のところでアンケートを毎年実施しているとご紹介頂きましたので、その辺りを中心にご説明させて頂きます。
- 私ども全国銀行協会には約110の会員銀行があり、会員銀行向けに年1回、障害者対応等に向けた各銀行の取組に関するアンケートを実施しております。これは10年ほど実施しているのですが、直近では2022年3月時点の各銀行の取組状況について確認したところです。現在、アンケートの内容については分析中なので、本日はあまり細かいお話をできませんが、店舗の設計や建築の観点からは、会員銀行から幾つか好事例というのが挙げられております。具体的に申し上げますと、店舗の新築や改修工事をする場合に、通路に建築設計標準に即した有効幅を確保する、床の段差をなくす、通路の端の部分に車椅子使用者が転回できるスペースを確保するなど、車椅子使用者に配慮した事例があります。車椅子をご利用なさる方は低い位置からお使いになることが多いかと思いますが、現金取出口に鏡を設置し、現金の取り忘れなどを鏡で見て確認ができるATMを設置している銀行があります。また、高齢者、障害者の方に配慮したローカウンターや記帳台も含め、様々な銀行で取組を進めているところです。
- こうしたアンケート結果については、当然会員銀行に還元します。それが何になるかというと、改めて他の銀行と並べてみたときに、自分の銀行は取組が進んでいるのか、進んでないのか、進んでないとすれば何が問題なのかと、その気づきをして頂くということがあります。それから、好事例を見ることで、他の銀行も「こういうことができる」という気づきにしてもらうことを意識して、毎年実施しているところです。
- 毎年、追加事項を設けており、例えば今回であれば、まさに建築設計基準についてURLをご紹介するなど、設問もそうしたことを踏まえて作っております。また、昨年の7月から始まりました電話リレーサービスについて、実態を調査しております。
- その他、アンケート以外ですと、会員銀行向けにはなりますがその時々で障害者対応に関連する説明会を実施しており、最近ですと、障害者差別解消法の改定、電話リレーサービス、合理的配慮など、ソフト面も含めて説明会を実施しています。
- 特に施設のバリアフリー化について、アンケートを見ていて課題として感じるところを最後にご説明させて頂きます。これは銀行に限らないと思いますが、店舗の建て替えや様々なシステム改修にどうしても相応の時間とコストを要します。一方で、ご存知のとおり、銀行のATMや店舗を縮小している中で、なかなか思うように時間とコストをかけられないという事情もあると思っています。こうした中で、ハード面とソフト面をいかに合わせ技で全体として対応していくかが非常に重要なと思っております。ソフト面では、行員の教育に関連してハンドブックを作ったり、行員が銀行カウンターで高齢者、障害者の皆様とコミュニケーションをするためにピクトグラムで基本的な銀行取引を説明するコミュニケーションボードというのをつくってみたり、様々工夫をしつつ、課題も認

識しながら進めているのが実態と思っております。

【東洋大学 高橋座長】

- 諏訪委員、どうもありがとうございました。大変丁寧で真摯な取組に感謝申し上げたいと思います。銀行協会の中だけではなくて、今のような取組は一般の市民の方々も恐らく知りたがっている情報ではないかと思いますので、できる限り様々な機会を捉えて積極的に各地域で広報活動を展開してもらえると、さらに使いやすくなるし、また、協会の評価にもつながっていくのではないかと思います。
- 突然の指名で恐縮ですが、日本フランチャイズチェーン協会より、小規模の店舗などの取組状況についてご紹介頂けるとありがたいのですが、いかがでしょうか。

【日本フランチャイズチェーン協会 谷口委員】

- これまでお話ししている内容で、新しくということではないのですが、当然、フラットで通路幅を確保する取組を、いわゆるフリースタンドの単独店舗では継続して変わらず実施をしております。
- 加えて床材について、以前はつるつるのセラミックタイルという材質で雨の日含めて滑りやすい床材を使っていたものを、防滑性能のある床材を採用しました。既に3～4年たっていますが、防滑性能のある床材を採用して以降、対象の床材店舗は転倒事故がほぼ起きていないということです。こちらも含めて今後推進していかなければと思っております。

【東洋大学 高橋座長】

- 谷口委員、どうもありがとうございました。
- 日本チェーンストア協会からも取組状況についてご紹介頂けるとありがたいのですが、いかがでしょうか。

【日本チェーンストア協会 吉田委員】

- 日本チェーンストア協会では、今回の建築設計標準等の周知について、チェーンストア協会の会員向けのホームページにて掲載し、周知しています。
- さきほど、バリアフリー化する際の国からの補助はどのような対象かというお話がありましたが、新設店舗等の計画段階であれば最初から検討できますのでコストも抑えられるのですが、既存店舗等も設備の老朽化等に対応した改修等を行うことがあります。当社も、昨年、今年と、2店舗の大型店にて男女トイレの改修を行い、それに合わせてバリアフリートイレを新設しました。解体工事から始まる関係で、コストが新設よりも高額になり、設備投資に1,000万以上かかってしまいますので、国及び自治体において助成金等による補助金があればバリアフリー化の推進も促進されるのではないかと思います。是非、今後検討をして頂きたいと思います。

【東洋大学 高橋座長】

- 吉田委員、どうもありがとうございました。既存の施設の解体、新たな設計過程、施工ということで時間もかかりますし、今日のような様々な意味での物価高騰もありますので、多くの資金が必要だと思います。支援についても検討をしていかなければいけないと思います。
- それでは、建築関係の団体の方にもお二人ほどお願いしたいのですが、最初に、日本建築家協会より協会の取組について、簡単にご紹介頂けますでしょうか。

【日本建築家協会 木野内委員】

- 日本建築家協会は、建築家と言われる事務所を運営されている方々、組織事務所等に所属されている方々が集まった、専門家の集団です。当協会には、実際に設計をしているメンバーがいますので、

協会のホームページ等で、取組を促すという観点から、フォローアップ会議の資料や国土交通省のURLを会員の皆さんに広報活動する形で取り組んでいます。

- 私は設計事務所に所属しており、設計事務所の中の社内ポータルでも、本フォローアップ会議の情報タイムリーに共有して、設計に携わっているメンバーにこういう取組をしているということを共有しています。
- そういうことをやっている中で、私見ですけれども、感じていることを申し上げます。普及活動を通して課題を共有する中で、事例の名前、整備項目、整備内容について、もう少し傾向と対策の分析ができると、課題を共有しやすいと感じています。羅列された事例を一覧表で見ても、どういう用途で、どういう規模で、どういうエリアで整備内容が進んでいるのか、進捗状況に特徴があるのかということは、一瞥するだけだとなかなか分かりにくいと感じます。今日は、様々に全国的に地方含めて、取組状況等を共有できる大切な場ですので、できれば、全国的な視点、俯瞰的な視点で、どういうエリアで、どういう場所で、どういう整備内容が実際に多く取り入れられているのか、逆に、多く取り入れられてないとすると、どういったことが課題なのかということが分析できてくると、より具体的な取組に向けたエビデンスが整うのではないかと感じている次第です。

【東洋大学 高橋座長】

- 木野内委員、どうもありがとうございました。突然の指名でしたが、大変重要なご指摘を頂きました。おっしゃるとおり傾向と分析がなければ対策が取れませんし、実際の設計者にも伝わっていかないということにつながっていくと思います。後ほどまた、時間のある限り、議論をさせて頂きたいと思います。
- 日本建築士会連合会からは以前にも事例のご報告を頂いておりますが、PR等の取組について、ご紹介頂けますでしょうか。

【日本建築士会連合会 本多委員】

- 日本建築士会連合会の取組をご紹介します。建築士会では、毎年、全国大会を実施しており、今年は10月14日に開催しました。過去2回は延期やオンライン開催でしたが、全国から建築士が実際に集まる3年ぶりの開催になりました。例年、3,000人ほどの建築士が集まり、日々の活動の報告や地域を超えた交流をしています。
- その中で、私が所属する福祉まちづくり部会では2時間の枠を設けて、会場で50名ほどの参加に加えオンラインでつないだ福祉まちづくりのセッションを開催しました。この中で私のほうから、近年のバリアフリー法の改正の流れや設計標準やフォローアップ会議について説明しています。
- また、神奈川の建築士会からは国土交通省からもお越し頂き出張講座を開催したという報告がありました。これは、神奈川だけのイベントではなく、オンラインでつないで、全国から参加可能な勉強会になっています。さらに、前回このフォローアップ会議でもお話をしました徳島県鳴門支部のバリアフリーワークショップ、点検会の開催の意義について意見交換をしております。京都の建築士会からは、ホテルの情報公開制度の話の報告等ありました。北海道建築士会の札幌支部からの報告では、札幌市が行っている小規模店舗の改修助成金制度は建築士会の福祉に詳しい相談員に事前相談をすることが条件になっております。相談時には、設計標準を使って建築士から運営者に説明をするという取組を聞きました。こうした取組が広がれば良いと感じております。
- 今後の課題としては、建築士会の問題かもしれないのですが、地域の取組状況に差があることや、情報がないというような状況があることです。また建築士会はボランティアベースで活動している

状況なので持続可能にするにはどうしたらよいかなど、その場では様々な意見が出ました。

【東洋大学 高橋座長】

- 本多委員、どうもありがとうございました。北海道の札幌では相談の条件ということ、とてもありがたいと思います。地域独自で展開できる助成制度もたくさんあり、事務局でフォローアップさせて頂いているところですが、広報等の活動も積極的に展開をして頂ければと思います。どうもありがとうございました。
- それでは、議事（3）から（5）までの資料を一通り説明して頂き、意見交換をさせて頂きたいと思います。

（3）建築物のバリアフリー化に関する取組事例

以下の資料について、兵庫県より説明

- 資料4 特定施設の点検・助言制度について（チェック＆アドバイス）（兵庫県）

以下の資料について、事務局より説明

- 参考資料2 事務局が視察した取組事例

（4）関係省庁におけるバリアフリー化に関するトピックス

以下の資料について、文部科学省より説明

- 資料5-1 学校のバリアフリー化に向けた取組（文部科学省）

以下の資料について、スポーツ庁より説明

- 資料5-2 スポーツ施設におけるユニバーサルデザイン化推進事業（スポーツ庁）

以下の資料について、国土交通省総合政策局より説明

- 資料5-3 車椅子使用者用駐車施設の適正利用に関する取組（国土交通省総合政策局）

（5）建築設計標準の今後の方向性について（たたき台）

以下の資料について、事務局より説明

- 資料6 建築設計標準の今後の方向性について（たたき台）

（6）意見交換

【東洋大学 高橋座長】

- これから残り時間で質疑、意見交換等を進めていきたいと思います。

【パラリンピアン協会 岩崎委員】

- 東京オリンピックのレガシーとして、建築設計のバリアフリー化が促進されていることは、大変喜ばしいことだと思います。先ほどの兵庫県のチェック＆アドバイスの事例も大変いい事例だと思いました。
- チャットにも書いたのですが、バリアフリーのシンボルマークの周知・理解促進に関することです。絵文字（ピクトグラム）として、街中でファーストコンタクトする重要なマークです。例えば、ほじよ犬マークなど目にしますが、そもそもほじよ犬が盲導犬、聴導犬、介助犬だということを当事者は理解していますが、建築設計の方々や、行政の方々、市民の方々に意味が伝わっているのか。他にも、耳マーク、オストメイト、乳幼児対応、ヘルプマーク、マタニティマークなど、意味が伝わっていて、関係者がそれを理解して行動しているのかが少し心配になりました。今後、様々な場

面で再度理解の促進、周知徹底をして頂けると幸いです。

【ろうあ連盟 藤平委員】

- 質問したい点が3点ございます。まず、1点目として、建築設計標準の今後の方向性について、「設計段階から当事者参加」と記載されています。当事者といいましても、私どもの地元では様々な障害者が様々な会議に呼ばれます。なぜか聴覚障害者が呼ばれないケースがあります。その辺りも含めて本当に当事者参画、様々な当事者が参加できるようにして頂きたいと思っています。
- 2点目は、利用者への配慮が足りない設計事例について、令和3年3月に発行された建築設計標準に聴覚障害者の関係している事例が少ないと非常に危惧しております。例えば、窓付のエレベーターの窓は聴覚障害者に対する配慮だろうと理解していますが、正直言って役立つ場合もありますが、そうではないときがあります。エレベーターが突然止まったとき、例えば2階と3階の真ん中辺りで止まってしまった場合は、聴覚障害者は窓があっても外が見えない状況になってしまいます。そういう意味で聴覚障害者の情報のバリアが、非常に不安で情報のない時間を長く感じる心配やおそれがあります。その辺りも配慮して頂きたいと考えております。
- 3点目は、資料5-2のスポーツ施設に関するユニバーサルデザイン化推進事業について、こちらも聴覚障害者に関する委員が入っているのかどうか確認させて頂きたいと思います。なぜかと申しますと、実は今年9月に、デフリンピックが2025年に東京で開催されることが正式決定となりました。スポーツ施設において、例えばバスケットボールではレフリー等のホイッスルが聞こえませんので、ホイッスルの代わりに電光掲示板が4方向に必要になります。聴覚障害者に配慮したスポーツ施設について、ユニバーサルの視点を含めて頂きたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【DPI 日本国会議 佐藤（聴）委員】

- 国交省、文科省、地方公共団体、事業者の皆様の前向きな取組を報告して頂き、ありがとうございました。私から、4点、意見を言わせて頂きます。
- 1点目は、9月に国連から障害者権利条約の総括所見が出されました。22の(a)と(b)という、二つの勧告が出ているのですけれども、これを踏まえた検討を是非、建築設計標準の見直しも含めて、考えて頂きたいと思います。22の(a)は障害者団体と密接に協議して行動計画を策定するというのですが、移動等円滑化基準の引上げということも視野に検討が必要じゃないかと思っています。22の(b)は、建築家等の専門家に対する定期研修、バリアフリー、ユニバーサルデザインの定期的な研修をすることが求められています。こういったこともこれから検討が必要ではないかと思います。
- 2点目は、小規模店舗のガイドラインをつくって頂きましたが、その後どうなっているかについて、現状の把握を是非お願いしたいと思います。2019年に、業種別に新規で造る店舗の場合、どのくらいバリアフリー化されているのかを調査して頂いたことがありました。あのような形で、小規模店舗のガイドラインができた後、どのくらい普及しているのかという実態把握をお願いしたいと思います。
- 3点目は、大阪の団体から言われたのですが、最近、2階建てのコンビニが増えているということです。私も知らなかつたのですが、大阪の2階建ての事例では、バリアフリートイレがあるのですが、階段しかない2階にあるのです。せっかくバリアフリートイレを造って頂いても、車椅子とか歩行困難者は2階に行けませんので使えないということです。これはとても残念だと思いました。こういったレイアウトが今後標準化されることがないように、是非当事者団体と業界の事業者の皆

さんとの意見交換を国交省で実施して頂きたいです。

- 最後は、今日、小規模店舗のよい事例などを紹介して頂きましたけれども、是非、視察をこの検討会でやって頂きたいと思います。

【東洋大学 高橋座長】

- 最初に、藤平委員より、ご質問、ご意見が3点ほどありました。聴覚障害の方々が呼ばれないということ、エレベーターについて、聴覚障害者の扱いが設計標準の中で少し少ないのではないかというご指摘について、事務局から発言をお願いします。

【事務局】

- 藤平委員、ご意見頂きまして、ありがとうございます。当事者参画について、これから検討していくに当たっては、多様なご意見を反映していくべきと考えています。建築設計標準についても、障害の種別を限って検討してきたものではなく、聴覚障害の方も含めてご意見を頂戴しながらつづっているところです。今後見直していく際にも当然ご意見を頂戴したいと思います。

【東洋大学 高橋座長】

- 設計標準では当事者参画について様々なところで書いているのですが、私自身は構成の問題もあるのではないかと考えています。基本的には、法の特定施設を中心とした構成になっていますが、特定施設以外の部分も含めて重要な共通項、これは、環境の問題、光・音の問題なども含めて、情報についての的確な周知を先に持ってくるなど工夫があると思いますので、少し検討をさせて頂きければと思います。
- 3点目のスポーツ施設におけるユニバーサルデザイン化の検討に聴覚障害者が人が入っていないというご指摘がありました。スポーツ庁より発言をお願いします。

【スポーツ庁】

- ご質問、ありがとうございます。対象の属性に聴覚障害を入れております。先日、全日本ろうあ連盟のスポーツ委員会の事務局長をしております山田様にヒアリングもさせて頂きました。様々な聴覚障害の障害についてもお聞きしましたので、具体的に検討をしていく中でご相談をさせて頂きながら、ガイドブックを作成していきたいと思っております。

【東洋大学 高橋座長】

- ありがとうございます。委員が難しいのであればオブザーバーでの参画など、ろうあ関係団体のほうに働きかけをお願いしたいと思います。スポーツ庁でのご検討よろしくお願ひいたします。
- D P I の佐藤委員からのご意見は、国連の障害者権利委員会の勧告に対して、設計標準側のほうで検討する課題があるのではないか、基準の向上も含めて、あるいは専門家の定期的な講習についてのご要望がありました。また、小規模店舗のガイドラインの進捗状況の報告など、さらに進めて頂きたいとのご意見ありました。この2点について、事務局より発言をお願いします。

【事務局】

- 佐藤委員、ご意見ありがとうございます。1点目の国連の総括所見の件について、我々としても認識しております。基準や建築家への定期研修、このフォローアップ会議を活用しながら、どういった施策を打っていくかについて考えていきたいと思っています。
- 小規模店舗について、今回、横浜のチェーン展開されている小規模なレストランの事例を視察しました。我々としても、小規模な店舗のガイドラインをつくって、それがどのように広まっているかをなかなか把握できていない、把握するのが難しいという面があります。現地視察などを行うこと

で実態を把握したいと考えています。

- バリアフリー化率に関する調査結果については3年前に調査を実施しております。このフォローアップ会議は、まさに建築設計標準をフォローアップしていくという趣旨で設けているもので、その後、どのように整備が進んでいるのか何らか見える形で皆様にもご報告できればと考えております。

【東洋大学 高橋座長】

- 3点目の大坂の関係団体からのご意見で2階建てのコンビニの件がありました。こちらは現状が把握し切れていないと思いますので、できれば事務局のほうで佐藤委員とも連絡をさせて頂きながら事実関係を確認し、必要な対応があるかについても併せて検討させて頂ければと思います。佐藤委員、それでよろしいでしょうか。

【DPI 日本国会議 佐藤（聰）委員】

- 結構です。よろしくお願ひします。

【全国脊髄損傷者連合会 大濱委員】

- 1点目は、駐車場の件です。ガイドラインをつくるとの説明がありましたが、ソフト面の対応だけでは従来どおり利用者側に促すということですので同じような状況が続くのではないかと思います。ソフト面というのはどこまで強く規制できるのか、多分、規制できないと思いますので、ハード面も含めて検討して頂きたいと思います。
- 2点目は、建築士会連合会の方から発言のあった京都のホテルの情報公開制度について、どれくらいの情報が公開されるのかなど具体的な内容を教えて頂きたいと思います。
- 3点目は文科省の学校のトイレの件について、避難所に指定されている学校施設の95%がバリアフリー化されているとのことですが、学校施設ですと障害者の場合、保護者や介護者などが同伴することがあります。男女共用型のバリアフリートイレになっているかについてもご説明をお願いします。

【日本視覚障害者団体連合 橋井委員代理（三宅）】

- 本日、橋井委員の代理で出席しております日本視覚障害者団体連合の三宅です。私も幾つか、感想と意見と質問を申し上げます。
- 1点目、先ほど、ろうあ連盟の藤平委員から意見があったところはまさに同感です。様々な当事者参画と言っていますが、視覚障害者の視点はちょっと薄いとか、全くないというところも見受けられるとの意見が来てます。そういうことにならないよう、ある特定の障害の方だけを参画させるのではなく、できましたらヒアリングだけという形ではなく、委員やオブザーバーという形でその会議自体に参画させて頂きたいと思います。これは、藤平委員の3点目のスポーツ施設に対しても全く同じことです。
- 2点目、兵庫県の取組については、非常に感銘を受けております。チェック＆アドバイス制度につきましては、このような制度があるということに加えて、アドバイザー自身の内容を高めていくための研修、勉強会などを開いて、アドバイザーとして成長してアドバイスをしていくということに、非常に感銘を受けております。兵庫県の取組について質問をさせて頂きたいのですが、一度、チェック＆アドバイス制度を使ったところについて、アドバイスを受けてこのように改善しましたとか、再度点検してくださいということが、過去にあるのでしょうか。それとも、一度受けたらなかなか受けてもらえないという状況なのでしょうか。その辺りを是非教えて頂ければと思います。

- 3点目、国立の施設においてもこのようなチェック＆アドバイスが必要だと思います。新国立競技場は設計段階から様々な障害当事者が入って、様々な議論の下に造られたものですが、結果的に、完成後、きちんとした形で見学をしたことはなかったように思います。パラリンピックも開催され、実際に運用されてからどうだったのか、あるいは考えられて造られたものが適切に運用されているのかなど、国立の施設に関してもチェック＆アドバイスができるような取組を是非お願ひしたいと思います。
- 最後に、今後の取組として、問題のあるところを見せるというのは、私は非常に有効だと思っております。道路空間においても、点字ブロックの適切でない敷設方法も示していくことで、そういうことはやめたほうがいいということが施工者のほうでも分かってくると思います。施設などが特定できないような形でそのような事例を集めて示すのは、私は有効だと考えております。

【日本身体障害者団体連合会 浅香委員】

- 私も、この2時間近く、各省庁や自治体のバリアフリーに対する取組を聞かせて頂き、本当に皆さん一生懸命頑張っていらっしゃると感じたところです。私は日身連の理事という立場で参画させて頂いておりますが、地元が北海道札幌市ですので、地方の現状についてお話しさせて頂きたいと思います。
- 札幌市では昨年から福祉のまちづくり条例の見直しがスタートしております。その中で小規模店舗等のバリアフリー化がなかなか進んでおらず、現状では3割ほどしか進んでないということが示されました。そういう店舗等にいかにバリアフリーを進めて頂くかについて、一つ目は、 $2,000\text{ m}^2$ 以下の公共施設のバリアフリー化の推進はもちろんのこと、二つ目として、特に 500 m^2 以下の店舗等に対するバリアフリー化について、建築主にとって負担にならない、また対応しやすい基準というものをつくったらどうかという検討を進めております。
- バリアフリー法によって守るべき義務基準はありますが、義務ではないが望ましい整備基準と、さらに望ましい整備基準と3段階を示しております。例えば、駐車場であれば、床に車椅子のマークで色分けして示すだけではなく、積雪寒冷地なため冬期でも見えるように床と2メートルぐらいの高さの交通標識のような立て看板で障害者駐車場の案内を補完することや、公共公園等のトイレについて、寒冷地のため鉄を素手で触ると取れなくなるため、素材などをさらに望ましい基準とするなどし、それで建築主さんにお願いをしていこうと進めています。
- 先ほど建築士会連合会より助成金の活用方法について紹介を頂きました。札幌市では昨年から小規模店舗等の助成金を1か所150万円で、20件分の予算組みをしています。去年、今年と、まだ1桁台の助成数なので、バリアフリー化のための助成金があることを周知していくことも大切だと思っています。
- また、毎年度3回ぐらいずつ、様々なバリアフリーに係る障害者団体が参画する会議等も実施しており、改築や、新築、交通機関など、設計段階や現場検証などのバリアフリーの取組を実施しているところです。以上、取組の紹介です。

【東洋大学 高橋座長】

- ご発言、ありがとうございました。それでは、残り時間は少ないのでけれども、進めていきたいと思います。
- 大濱委員より、最初にバリアフリー政策課の障害者駐車施設に関するご質問がありました。こちらのほうは別途検討の場があり、全脊連の代表の方々が参画しているので、そちらのほうで議論をさ

せて頂くこととしたいと思います。

- 文科省の車椅子トイレの共用化に対するご指摘は当然だと思います。5年度の令和7年度までの国の目標として、避難所に指定されている全ての学校（総学校数の約95%）に車椅子使用者用トイレをつくるとされています。実際に男女共用になっているかどうかについて文科省の方でわかれれば発言をお願いします。

【文部科学省】

- 共用となっているかについて数値は把握していないという状況です。実際、私が学校へ行って幾つか見た実感としましては、男女共用になっているものが多いと認識しています。

【東洋大学 高橋座長】

- 重要なのは各階に設置されるということですが、そこまで把握し切れてない現状かと思います。
- 京都のホテルの情報公開制度について日本建築士会連合会よりご発言をお願いします。

【日本建築士会連合会 本多委員】

- 京都の建築士会の方からの報告ですので正確な数字は把握していないのですが、ホームページでは40件が公開されていました。京都には、私の記憶だと、簡易宿所まで含めると恐らく4,000施設※ぐらいあると思うので、まだまだ進んでいない状況だと思います。

※現在の京都市における宿泊施設（簡易宿所含む）の数は約3,500施設

【東洋大学 高橋座長】

- 京都市は委任条例化をしているので、今後、新規の施設については一定のバリアフリー化が進むと理解をしています。
- 三宅委員、藤平委員より参画の公平性についてご意見ありました。スポーツ施設関係の委員会だけではなく、全ての様々な部門でも委員としての参画についてよろしくお願ひいたします。
- 兵庫県のチェック＆アドバイス制度については非常に重要であるということ、特にアドバイザーのスキルアップ、私もこれが最大のポイントだと思います。様々な変化していく時代の要請の中で、アドバイスする側が当事者の利用について的確に理解をしているかどうかは大事です。再度点検の要望があるのかなど、兵庫県よりご発言をお願いします。

【兵庫県】

- 三宅委員、貴重な意見をありがとうございます。チェック＆アドバイス制度は、設計段階と運営段階の2回実施できる制度にしております。一度、設計段階で実施した施設を、建った後に運営面も含めて現場で再度チェック＆アドバイスするということも、実際に実施しております。今年度は既に10件ほど実施していますが、そのうち2～3件程度は2回目のチェック＆アドバイスを、現地で実施しています。

【日本女子大学 佐藤（克）委員】

- 本日、様々な委員の方から意見が出されました。とても共感するところが多いという印象です。今後の方向性について、資料6には、今後の建築設計標準に関する取組について記載されていますが、建築家協会木野内委員のご指摘にもあったように、自分が何を調べたいのか、調べたい情報がなかなか探しづらい、分かりづらいということがあります。設計標準もだんだん分厚くなっていますので、調べたいものが調べやすいように、あるいは、分かりやすくという意味で言えば、動画などを含め、例えば、デジタル化して検索しやすくなることも想定しておいたほうがいいのではないか。今後の事例の収集の仕方にも関わってくるのではないかとの印象を持ちました。

【東洋大学 菅原委員】

- 私からも幾つか質問したいと思っておりましたが、後ほど事務局にお伝えしたいと思います。
- 特に学校のバリアフリー化について、令和7年度末までに目標値まで進めるということですが、その進捗の状況確認も、とても大事かと思いますので、是非引き続き情報提供頂ければと思います。

【建築研究所 布田委員】

- 資料6の今後の取組の方向性にある、利用者への配慮が足りない設計事例については、場所や建物が特定されないことを考慮した上でないと情報としては出しにくいのではないかと感じます。やり方をきちんと決めて実施した方が良いと思います。
- もう1点は、我々が普段生活している場合に、ここが危ないとか、ここがバリアになっているなどそれなりに分かるのですが、言葉や写真でそれを伝えるのが難しい場合もあるので、ビフォー・アフターを見せる、例えばこういうことで事故がよく起きていたのだけども、こういう改修をしたらとてもよくなつたというような、比較をするような示し方もあるのではないかと思いました。

【東洋大学 高橋座長】

- 後ほど事務局のほうからご説明あるかと思いますが、追加の意見、あるいはご質問等ありましたら、事務局にお寄せ頂くことでお願いします。
- 私のほうで簡単にまとめてさせて頂きたいと思います。本日たくさんのご意見を頂きました。設計標準のさらなる改善につなげていくために、自治体の調査、事例調査など様々な作業を進めています。そこから具体的な成果・目標をしっかりと定めていくかどうか。あるいは、設計の工夫なども含めて、改善できるかどうか。そのためには、設計標準の今の構成の仕方も少し変えていく必要もあるのではないかと個人的には考えています。聴覚障害の藤平委員からご発言あったように、ちょっと見えにくい部分があるのかもしれません。法的な特定施設ではないが、基準として、あるいは設計標準として、最初のほうに共通事項として持っていく構成も考えておかなければいけないのではないかと思います。要は設計者がどんなことに一番困っているのか、その困り事を発見し、設計標準で分かりやすく解明できる構成や内容になっているかどうかがポイントになってくると思います。これについても、さらに議論を深めていきたいと思います。
- また事例については、先ほど佐藤（克志）委員からもご発言ありましたが、全て設計標準の中で紹介するというよりも、ウェブ化をして、使いたい人が使えるという方向に持っていく必要があるかもしれません。これについても、また皆さんと議論をさせて頂ければと思います。
- それではこれで議事の運営については終了させて頂きたいと思います。皆様、ご協力、ありがとうございました。

6. その他

- 追加意見の提出様式について事務局から説明。追加意見については2週間後の11月4日を締め切りとする。

7. 閉会

以上